



2024年5月20日

各 位

会社名 株式会社フォーラムエンジニアリング  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勉  
(コード：7088、東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員兼広報・IR部 蓬田 宏樹  
ゼネラルマネージャー  
(電話：03-3560-5505)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の第44回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2024年4月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業活動の現状に即したものにすため、事業目的の整理・変更を行うものであります。
- (3) 株主総会の招集権者及び議長の定めを業務執行体制の実態に合わせるため、変更を行うものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月25日(火)	(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月25日(火)	(予定)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 (1)～(11) (条文省略)	第2条 (1)～(11) (現行どおり)
(12) <u>土木建築等その他建設工事全般の請負並び</u>	(削 除)
<u>にこれらに関する調査、企画、設計、監理</u>	
(13) <u>物品の仕分け、梱包、配送並びに販売の請負</u>	(12) <u>ノベルティなど物品の制作、仕分け、梱包、配送並びに販売の請負</u>
(14) (条文省略)	(13) (現行どおり)
(15) <u>食料品、清涼飲料水、食品添加物の製造、加工並びに販売</u>	(削 除)
(16) <u>飲食店の経営</u>	(削 除)
(17) <u>不動産賃貸業</u>	(削 除)
(18) <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	(14) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) (現行どおり)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(議 長)	(議 長)
第14条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第14条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2. <u>前項の代表取締役に</u> 事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>6</u>名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、</u></p>
	<p><u>5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と</u></p>
	<p><u>それ以外の取締役とを区別して、株主</u></p>
	<p><u>総会において選任する。</u></p>
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の予</u></p>
	<p><u>選の効力は、当該決議後2年以内に終</u></p>
	<p><u>了する事業年度のうち最終のものに関</u></p>
	<p><u>する定時株主総会の開始の時までとす</u></p>
	<p><u>る。</u></p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選</u></p>
	<p><u>任後2年以内に終了する事業年度のう</u></p>
	<p><u>ち最終のものに関する定時株主総会の</u></p>
	<p><u>終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員で</u></p>
	<p><u>ある取締役の補欠として選任された監</u></p>
	<p><u>査等委員である取締役の任期は、退任</u></p>
	<p><u>した監査等委員である取締役の任期の</u></p>
	<p><u>満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて、会長1名、及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から社長1名を選定し、必要に応じて、会長1名、及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>によって定める。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p>	
<p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上